



東京都

令和8年度CDRクレジット創出促進事業

事業概要 説明資料

2026年5月

産業労働局
産業・エネルギー政策部 計画課

令和8年度CDRクレジット創出促進事業の概要

- 重要性が高まっているCDRカーボンクレジットの創出・取引拡大に向けて、都内中堅・中小・スタートアップ企業による実証事業を支援。CDRクレジット創出・取引のためのビジネスモデル創出や方法論策定・改訂を支援することで、CDRクレジットの創出・取引拡大や都内企業の競争力強化につなげる

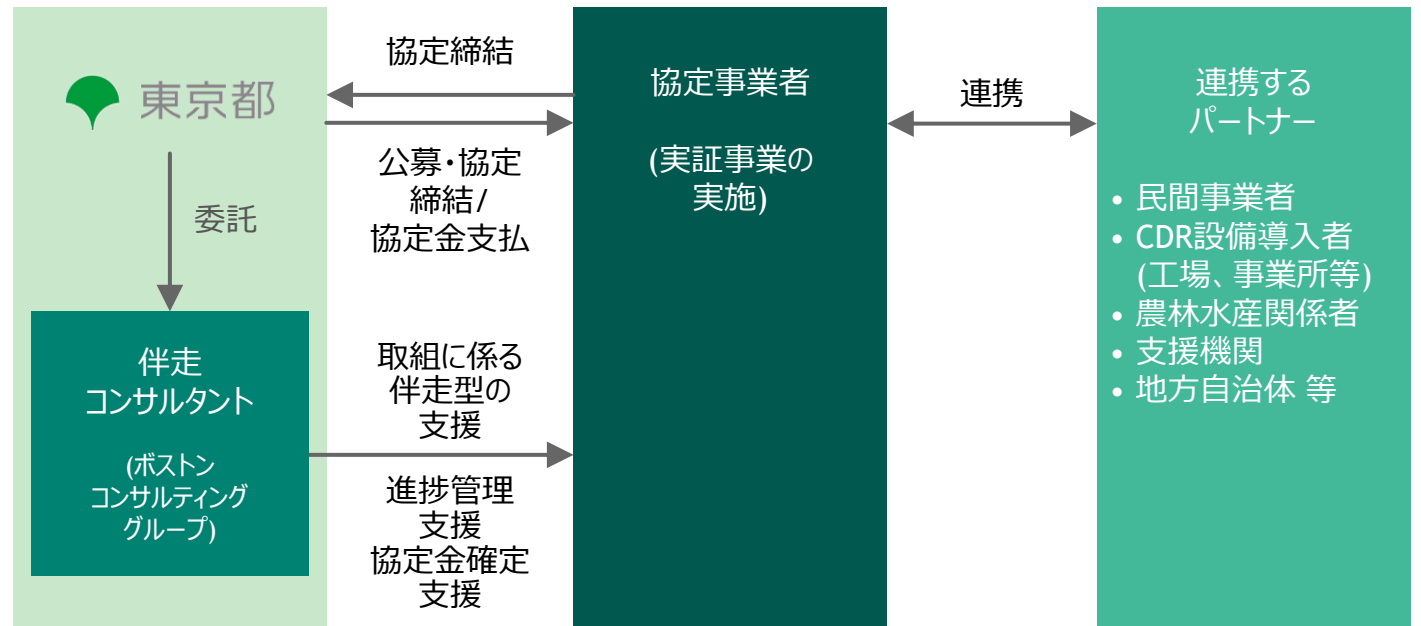
背景・目的

- 東京都では、カーボンクレジットの取引を支援する施策を展開
- 2050年ゼロエミッション東京の実現に向けては、排出量の削減のみならず、大気中のCO2等を吸収・除去する取組を推進するとともに、そうしたCDRの取組に由来するカーボンクレジットの創出・取引の活性化や、都内企業のCDRに関する事業の競争力を強化していくことが重要である
- 自然系CDRクレジットについては、都が令和6年度より実証事業の支援を行っており、第1期が終了した。第1期により自然系CDR創出の方法が実証されたことを踏まえて、今後は事業としての拡大に取り組んでいく必要がある
- また、技術系CDRクレジットはNEDO事業等により技術面の実証が進みつつあるが、事業化のためのビジネスモデルが不足している。今後の事業化を見据えて、ビジネスモデルの実証を行い、社会実装や企業の競争力強化につなげていくことが必要

事業概要

内容	CDR分野でのカーボンクレジットの創出・取引拡大に資する実証事業を支援
採択件数	合計3件程度を予定
協定金	採択企業に対し、1案件当たり最大5,000万円を支払う ※採択事業の予算計画と本事業全体の予算総額等を踏まえ調整を行う場合があります

実施スキーム



実施スケジュール

- 実施スケジュールは以下を想定しているが、各社の検討経緯や要望を踏まえ、参加企業ごとに調整予定
- スケジュールは、調整中の暫定案



①実証事業の準備



令和8年7月-8月 (予定)

- 採択企業は、本事業の目的が効果的に達成できるよう、伴走コンサルタントの支援を受けつつ、「実施計画書」を作成
- 実証事業の実施に必要な準備、協力企業等との調整を行う伴走コンサルタントからの支援を受けることも可能

②実証事業の実施



令和8年8月~
令和10年12月 (予定)

- 実証事業の実施および事業成果の広報及びPR (中間報告会 等) を実施する
- 伴走コンサルタントが進捗を管理するとともに、必要な助言を行う

③実証事業後の成果報告・発信



令和11年1月-3月 (予定)

- 事業成果の広報及びPR (最終報告会等) を実施する
- 採択された事業の情報や実証実験の写真・動画を東京都が広報に利用する場合がある (財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く)

応募方法

- 応募希望者は、申請書のフォーマットをダウンロードし、企画提案書とともに事務局あてに提出

概要

募集期間 | 令和8年5月18日 ~ 令和8年6月26日 正午

提出方法 | 申請書と企画提案書を公募事務局
(Tokyo_Carbon_Removal@bcg.com) 宛に電子メールにて
送付

提出書類

申請書	申請書のフォーマットをウェブサイトよりダウンロードし、必要項目を記入する
企画提案書	<ul style="list-style-type: none">● 様式は自由とし、右記に記載の項目を含める● 表紙を含め、20枚までとし、PDF形式で8MB以内を目途に作成（別紙として参考資料を提出することは可能）● 企画提案書は、後述の審査会におけるプレゼンテーションで用いることに留意して作成する

その他留意点

- ① 採択される事業は1社あたり1事業までとします。複数事業での応募は可能ですが、その場合には事業毎に応募書類を提出してください
- ② 応募内容等を審査に必要な情報等を確認するため、運営事務局より追加での情報提供を求める場合がございます。ご了承ください

企画提案書に記載する内容

- 1 企画提案者のミッション・ビジョン、戦略
- 2 吸収・除去クレジット関連事業の概要
 - 一 事業の背景、ゴール、戦略、自社の優位性、事業の重要性 等
- 3 事業の幅広い社会実装に向けたロードマップ
 - 一 事業化の目標年次、マイルストーン、過去の取組と今後の計画、今回提案する実証内容の位置づけ 等
- 4 実証事業の提案
 - 一 目的、ゴール設定
 - ① 目指すゴール
 - ② CDRクレジット創出・取引拡大に向けた課題解決に向けた今回応募する実証事業の位置づけ
 - ③ 今回実証事業を通して実現するイノベーションや社会変革、社会の将来像（関連する社会的背景等も含め）
 - 二 提案する実証事業の内容、方法
 - ① 実証事業の領域（クレジットを活用したビジネスモデルの構築/新規方法論の策定等のうちのいずれかを選択）
 - ② ビジネスモデルや事業スキーム
 - ③ 実証したい事項、実施内容（共通）
 - i. 課題、解決のための仮説、検証方法（いつ、どこで、誰が、どのように検証するか）、成果指標 等
 - ii. 実証事業を実施するにあたり、想定される課題、その解決方法を含め記載
 - iii. 実証事業を実施する自社の能力、競合他社に対する競争優位性（区分① ビジネスモデル）
 - i. 既にクレジット創出が行われているテーマの場合は、実証期間中・終了後のクレジット創出見込量、ビジネスモデルの横展開の仕組み
 - ii. 今後クレジット化を目指すテーマの場合は、将来的なクレジット創出までの具体的なステップ、ビジネスモデル確立時のクレジット拡大へのインパクト（区分②：新規方法論の策定）
 - i. 提案する方法論に関するCDR技術の取組内容の技術的・理論的なエビデンス、吸収除去量の定量化方法、我が国のGHG削減へのインパクト、国内事業者への展開可能性等
 - ii. 方法論の策定に向けて取得が必要なデータ・取得方法
 - iii. クレジット発行体における方法論承認までの具体的なステップ
- 5 工程計画・実施体制
 - 一 実施スケジュール、実施場所や期間、連携する事業者や行政機関等があれば、連携内容と調整状況
- 6 資金計画
 - 一 想定する本実証事業の費用総額、内訳の計画、本実証事業に必要な資金の調達、資金繰りの計画

審査ステップと審査項目

- CDRクレジット創出・取引の活性化及び都内事業者のCDR分野における競争力強化という趣旨に鑑み、以下の観点から採択する企業を決定する

審査日時 | 7月14日(仮)

審査ステップ | 外部有識者等で構成される審査会において、原則として事業責任者によるプレゼンテーションを行っていただきます。なお、審査会は、提出書類に基づく事前審査に合格した企業のみが審査会に参加できます。審査会への参加可否、および実施場所と日時については、個別に連絡を行います。

事前審査 および 審査会に おける 審査項目

事業の 有望性・ 革新性

新規性



- 新規性/独自性が高い提案であるか

吸収・除去のポ
テンシャル



- 将来的に創出される除去量・クレジットのポテンシャル拡大が見込まれるか

事業性



- クレジット創出コストの削減や収益拡大に資する技術・手法か

競争力



- 既存手法と比較した優位性があるか

実現 可能性

成果の確実性



- 実施方法、スケジュール、財務・資金繰り等の事業計画が実現可能なものであるか

普及可能性



- 実証を目指す事業（技術、ビジネス、方法論等）が、多くの国内事業者等に活用できるものとなっており、幅広く普及することが期待できるか

協定事業 者としての 適格性

関連事業の実績



- CDR技術またはクレジット事業に取り組んだ実績があるか
- CDRクレジットの創出につながる事業の実施能力を有しているか

実施体制



- 実証事業における担当者の人数、投入時間は確保可能か、経営者のコミットメントが得られているか
- 十分な能力を持った従事者が、十分な量の業務時間を当てられるか。不足スキルは外部連携可能か等








協定金の対象経費

協定金の対象となる経費の条件

- 実証事業を実施するために必要な経費
- 支援対象期間内に契約、履行または取得、支払いが完了した経費
- 使途、単価、規模等の確認が可能であり、本実証事業に係るものとして明確に区分できる経費

- ※ 負担金の上限は令和8年度1,000万円、令和9年度2,000万円、令和10年度2,000万円です。
- ※ 支払いは、実証事業の期間中、事業終了後それぞれで行います。
 - 令和8年度分の経費について令和9年5月頃、令和9年度分の経費について令和10年5月頃、令和10年度分の経費について令和11年5月頃の支払いを予定しています。
 - 各年度の対象経費は、当該年度の3月31日までに契約、履行、支払いが完了した経費が対象となります。例えば、令和8年度に履行した経費を、令和9年度分の経費に含めることはできません。
- ※ 右記に含まれない経費であっても、実証事業に必要と認められる経費については、協定金の支払いの対象となる可能性があります。

協定金の対象となる主な経費

経費区分		内容
人件費		実証事業に直接従事する従業員に対して、支払われる給与・賃金 (パート・アルバイトを含む) ※ 支援対象期間開始日より前に雇用した者を含む
工事費・設備費		実証事業実施のために必要となる施設・機器類の施工・設置費 (納品の際の配送費を含む)
備品費・消耗品費		実証事業実施のために必要となる装置等の購入費 (購入を行う際の配送費を含む)
委託費		実証事業実施のために必要となる外部の専門業者や企業等への委託費用
賃借料		機器等をレンタル・リースする場合のレンタル・リース料
使用料		実証事業の実施に必要な設備や施設、ツール等の利用料 (初期費用含む)
印刷製本費		実証事業の実施に必要な資料等に係る印刷製本費